

茂原市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時 令和5年4月11日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
	14番 加藤古志郎

出席推進委員 13名

平野芳之	小高 明	森川善仁	関谷 正
富田和男	中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹
伊東忠司	富田泰宏	古山光雄	深山 理
矢部友一			

4 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一
係長 片岡雄一	主査 吉田茂則
主事 酒井嵩文	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
令和5年度「最適化活動の目標設定等」について
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
その他

7 総会要旨

局長

この4月の定期異動でまた農業委員会の方でお世話になることになりましたので、よろしくお願ひします。それでは本日の総会より、進行の方を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。定刻になりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第5回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件、農地法第5条の規定による許可申請が5件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が1件の計11件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の承認についてご審議して頂きまして合計12件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長よろしくお願ひいたします。

会長

時節柄お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。それでは、ただ今より茂原市農業委員会第5回総会を開催いたします。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は10番秋葉委員と12番浦島委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いいたします。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から5号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1号議案です。申請地は高田字甲沼地先外1筆、田290㎡、畑776㎡、計1066㎡を買い受けようとする申請です。買受人は南吉田の★★さん、売渡人は東金市の★★さんです。申請理由は、申請地の双方とも日当たりが良いためとのことです。ここで、農業経営に係る実施計画書について簡単にご説明します。お配りしました農業経営の実施計画書をお手元にご用意ください。それではこちらの4ページをご覧ください。買い受ける農地のうち高田では水稻、内長谷では里芋を栽培し、⑧販売計画として、ネット販売し9.5万円の売上を見込んでおります。それに対する⑨生産経費として17万円を見込む計画となっております。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。なお、睦沢町及び東金市に自作地があり、睦沢町農業委員会及び東金市農業委員会より耕作証明書が提出されております。なお、両農業委員会に確認しましたところ、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しております。労働力、技術については、社員5名で従事する計画です。農作業常時従事要件については、従事者合計で150日以上となっております。周辺地域との関係について、耕作地を拡大し農業法人として着実に成長し、できるだけ非耕作地を復元するように努め、近隣の農地へ良好な環境を与えるようにするとのことです。

また、農地について所有権、使用収益権、質権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得することができる農地所有適格法人に該当するか否かの判断があり、買受人は農地法第2条第3項に規定する法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件及び業務執行権要件をすべて満たしていることから、農地所有適格法人に該当すると判断されます。

小委員会でお話のありました高田については草刈をされていること、内長谷については資材や廃材が撤去されていることを事務局で確認しております。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は法目字御経塚地先外10筆、田2050㎡、畑5565.91㎡、計7615.91㎡を売買しようとする申請です。買受人は法目の★★さん、売渡人は九十九里町の★★さんです。申請理由は、自宅から近く、隣接しているためとのことです。買い受ける農地にて牧草（オーツヘイ、イタリアンライグラス）の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。東金市に自作地があり、東金市農業委員会より耕作証明書が提出されております。東金市農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、ハンマーナイフ、バインダー、牧草モアを所有しております。労働力、技術については、世帯員5名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、有機無農薬にて栽培するとのことですが、周囲の農地に影響が出た場合には有機農薬等を使用し対応するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は箕輪字坂松地先外3筆、田1965㎡を売買しようとする申請です。買受人は長柄町の★★さん、売渡人は早野の★★さんです。申請理由は、自宅から近く、規模拡大のためとのことです。買い受ける農地にてさつまいもの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。長柄町に自作地があり、長柄町農業委員会より農業経営の実態証明書が提出されております。長柄町農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法など地域の決まりに従うとのことです。

小委員会でお話のありました草刈について現地が草刈されていることを事務局で確認しております。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は猿袋字定台地先、畑483㎡を交換しようとする申請です。譲受人は猿袋の★★さん、譲渡人は猿袋の★★さんです。申請理由は、自宅と隣接のためとのことです。譲り受ける農地にてさつまいも、大根の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。睦沢町に自作地があり、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が提出されております。睦沢町農業委員会に確認しましたところ、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がありました。主な機械の保有については、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、こまめに草刈りを行い、隣接農地に迷惑がかからないようにするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は猿袋字子之神地先、田422㎡を交換しようとする

する申請です。譲受人は猿袋の★★さん、譲渡人は猿袋の★★さんです。申請理由は、当該地周辺にある所有農地との利便性が図れるためとのことです。譲り受ける農地にて大豆の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する市内の遊休農地はありません。睦沢町に自作地があり、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が提出されております。主な機械の保有については、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有しています。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、こまめに草刈りを行い、隣接農地に迷惑がかからないようにするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長 それでは小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会で審議した結果を報告いたします。1号議案、許可となりましたが、高田の土地については草刈、内長谷の土地については廃材を撤去するよう指導しました。2号議案も許可となりましたが、遊休農地について東金市農業委員会に確認するよう指導しました。3号議案も許可となりましたが、大分草が出ているので草刈するよう指導しました。4号及び5号議案は、交換分合で、お互い利便性が良くなるということで許可となりました。以上です。

会長 1号議案です。現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 高田の方は草が生えていましたけれども、刈ったということで、また、内長谷の方も廃材を3日位前に撤去したのを確認し、農業法人ということもありますので、許可でよろしいかと思えます。

会長 地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 別に問題ないと思えます。

会長 同じく地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現場を見て頂いた時はヨシが生えていて、刈ったということですよね。現場を見に行っても確かにヨシは刈ってありますけど、どうやって田植するんですか。誰かに頼んでやるんですか。耕運してあるわけでもないし、水が入る時は入る、入らない時は空から、そんな嫌な場所ですよね。田植えを何方かやってくれるのを確約して、ここの土地を買ったんでしょうかね。

事務局 先程お配りしました農業経営実施計画書の3ページ7番の栽培計画のところには法人の構成員の★★さんと★★さんの方で耕運や定植すると書いてあるので、誰かにお願いするというわけではなくて、法人の方でやっていくというような形になると思います。

★★委員 機械がなくても植えますよということですね。

事務局 そうですね。コンバインとかも実施計画書の中に入れておりません。

★★委員 誰かに頼んでもあそこはやるってということですね。

事務局 そうですね。

★★委員 綺麗になってくれればいいと思います。ちょうど大網白里市との境で住宅が迫っており、荒れる一方ですので、やってくれるならば、別に結構だと思います。

会長 もう一方、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんに、この間、行き会いまして畑ならわかるけど、田んぼどうするのと聞いたんですよ。草刈っただけじゃ、無理だよねと。トラクターを入れて耕運すれば何とかなるだろうと言ってたんですけど、田植えは頼むしかないよな、管理はやるよと。田植えと刈り取りは誰かに頼んで、当面は、徐々に機械を増やしてやっていく口ぶりでありました。

会長 色々ご意見が出ましたけれども、今後、やっているかやっていないか注視していただければと思います。他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんの自宅の周りに当該農地があります。結構荒れている所があったり、耕している所もありました。牧草を作ると言っていましたっけ。東金市に農地があり、遊休農地はないとのことですが、営農実態はどうなっていますか。

事務局 東金市農業委員会からの回答は実際に遊休農地があるかないか、自作地があるかないかという回答になりまして、所有している畑で具体的に何をしているかというところまで回答は得られておりません。

★★委員 どうなんでしょうね。3条ですから、やると言ったらそうですかと言うしかないんですけども。ちょっと難しいかなと思いますが。

会長 他に何方か。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地図の下の部分につきましては、私の耕作地のすぐ近くなので、よくわかるんですが、これは前に植木屋さんに貸してあって、でかい楠が植わってたんですが、それは綺麗に抜かれて、これを地権者に返したと。その後、草が伸びてたんですがこれも刈って、さらについ最近耕運してありますので、耕作しようとする準備をこれについてはしてあると考えられました。上の部分につきましては、お話がありました★★さんの屋敷周りになりますが、この★★の右側については、すぐにでも耕作できるかなと感じました。それから右下の方の申請地については、現況の田んぼの区切りではもっとすっきりしており、塗りつぶされたところは現況の区切りと全然違ってよくわからない状態ですが、これもやればできるかなと。その右上につきましては、砂利が敷いてあり駐車場にするかみたいな状況で、すでに畑としては機能していないような状況になっていたの、耕作できるか疑問に感じました。それからバイパス側については、屋敷の裏庭的な状況になっており、そこに大きな樹木も結構生えていて牧草を作ると言われても、それこそ疑問に感じました。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんが母屋と農地を一括相続して、母屋の部分は★★さんがすでに買って、その周りの農地を買いたいということで特に問題ないと思います。砂利が敷いたあった所は、★★が車を置いてあった場所で、その辺のことは★★委員がよくご存知だと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 親類になります。昔、★★を建設するにあたって、交換条件として今ある駐車場ですか。そこに作らせていただきたいという、何かそういうような交換条件を言っていました。もうずっと前の話でございますが、この砂利は取り払わなければいけないんですか。

事務局 よろしいですか。

会長 はいどうぞ。

事務局 今お話のありました砂利の部分についてはビニールハウスを移転して牧草を乾燥する、もしくは砂利から土に入れ替えて牧草を栽培するとのことで、申請人から申請書を受け取っております、山林になっている部分については栽培できる感じではないということですので、自家用の堆肥を製造するとのことで、申請書を記載していただいております。

★★委員 知ってる限りです。それだけです。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 購入してそういう農作物を作るのは結構だと思うんですけど、牧草を作って自分で牧場か何かやっているんですか、それとも販路を持って牧草を作る予定なんでしょうか。

事務局 今回はあくまで牧草を育て栽培するというだけで記載はありません。新規就農ではなく、収支計画書を出してもらいたいものではないので、具体的に栽培が自家用のものになるのか、それとも売りに出すとかということまで今回記載はありません。

★★委員 わかりました。

会長 複数の方々から懸念を持っているとのご意見がありましたが、3条ですので今後を注視していただければと思います。他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 綺麗に草を刈ったということですが、今後作付けしていくことであれば問題ないかと思しますので、許可でよろしいかと思します。

会長 地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は今、隣接地で★★が建設工事をやっているんですけども、前は田んぼということで、★★さんの親御さんが生きていた時は作っていましたが、亡くなってから40年位ほぼ耕作されてない場所でした。今はある程度埋めてあります。さつまいもを作るといことらしいですが、実際、水はけが悪いし、1回雨が降ると抜けないような場所で、★★で建物が完成してしまうと、もっと畑には合わないような気がしますけども、畑をやるということであれば、仕方ないのかなという気がします。トラクターを1回入れれば畑になるような状態ですから、仕方ないというか問題ないのかなという気がします。

- 会長 地元の★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 場所的に日影の場所ですけれども、本当に作るというなら仕方ないかなと思ってます。草を刈ってあるので、いいのかなと思ってますけど。ただ、★★とちょっと関わりのある人ということを知っているの、少し疑問を持っています。
- 会長 これも3条ですので、今後、やっているかやってないかを注視して、やっていないようであれば指導していくことでよろしいですか。他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案と5号議案です。交換の案件ですので、一括して審議します。現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 4号議案と5号議案は交換ということで、どちらの土地も綺麗にされておりましたので、特別問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 それこそ、お互いの利便性の関係で交換ということでもありますので、特に問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか
- ★★委員 交換ということですが、お互い身内同士で別に問題ないと思いますので、許可でよろしいかと思えます。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案及び5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案及び5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について6号議案から10号議案と農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について11号議案の説明を事務局よりお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。
はじめに6号議案になりますが、11号議案の計画承認申請と一体ですので、併せて説明いたします。申請地は、本納字上人塚地先、畑265㎡です。いすみ市の★★さんが、佐賀県の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請地は、平成16年5月17日付け、専用住宅用地で農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的実現ができなくなったため、計画を変更するものです。申請理由は現在、借家住まいで手狭になったため、土地選定理由は、住環境が良いためとのことです。事業計画として建築面積81㎡の住宅1棟を建築します。
次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであると判断できるものについては、農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て

は行わず整地のみです。排水は南側より道路側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、茂原字南三貫野地先、畑347㎡と農地以外39㎡、合計386㎡です。茂原の★★さんが、茂原の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、子が生まれたことで手狭になったため、土地選定理由は、土地選定を交渉したが折り合いがつかず、母の所有する土地に専用住宅を建築したいためとのことです。事業計画として、建築面積94.64㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課から道路工事施行承認書が提出されています。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行いません。排水は合併浄化槽処理後、西側より道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、大芝三丁目地先、畑929㎡の内264.47㎡です。東郷の★★さんが、大芝の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在アパート住まいで手狭になったため、土地選定理由は、区画整理地内にあり住環境がよいためとのことです。事業計画として、建築面積94.4㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、六ツ野字上並松地先外1筆、田823㎡の内52.74㎡、畑288㎡の内3.57㎡、合計1111㎡のうち56.31㎡です。東京都の★★さんが六ツ野の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、アンテナ基地局の改修工事のための仮設作業用地として一時転用する申請です。

申請理由及び土地選定理由は、基地局の隣接地であるためとのことです。事業計画としては、埋立てはせず養生シートを敷き仮設作業用地とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立てはせず、養生シートを敷いて仮設作業用地とします。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ

れた必要書類で確認しております。

なお、一時転用について、申請期間は令和5年12月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして10号議案です。申請地は、ゆたか地先、畑258㎡です。下永吉の★
★さんが、埼玉県の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。
申請理由は、現在借家住まいで手狭となったため、土地選定理由は、区画整理事業地
区内で住環境が良好で、学校や商業施設も近いためとのことです。事業計画として建築
面積59.62㎡の住宅を1棟建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農
地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請
はありません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおり
ません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付され
た必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告いたします。6号議案及び11号議案については、以
前申請のあった土地で1種農地の例外措置ということで許可相当に決まりました。
7号議案については、用途地域内の3種農地で母親の土地ということもあり許可相
当に決まりました。8号議案については、区画整理地内の3種農地ということで許
可相当に決まりました。9号議案については、電波塔の改修工事による一時転用と
いうことで許可相当に決まりました。10号議案については、区画整理地内の3種
農地ということで許可相当に決まりました。以上です。

会長 6号議案及び11号議案について、地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 先程の説明で1種農地ではありますが、例外規定にあたり許可可能だということ
であります。周りも宅地化しておりますので、特に問題ないかと考えます。

会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 道に付いていて草も刈ってあり問題ないと思いますので、許可相当でよろしいか
と思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案及び11号議案ですが、
小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの
声) それでは6号議案及び11号議案は許可相当ということで決定いたします。続
きまして7号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 周辺が住宅地であり、用途地域ですから、問題ないと思います。

会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 用途地域内の3種農地ですので、特別問題はないと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意
見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7
号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。地元の
★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 ここは区画整理地ですから、全然問題ないと思います。
- 会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域でもあるし、周辺が住宅地で問題ないと思いますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 一時転用で今年の12月31日までということですので、問題ないと思います。
- 会長 現地調査しております。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 当該農地の脇に携帯電話の鉄塔が建って、その改修工事の一時転用ですので、問題なく許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。地元の★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域内の3種農地でありますから、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 用途地域で住宅を目的とした造成地ですので、問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。
(内容等について説明する。)
- 会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは12号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。
- 次の事案を報告
- ・農地法第3条の3の規定による届出について
 - ・軽微な農地改良の届出について
 - ・地目変更登記申請に係る照会について
 - ・令和5年度「最適化活動の目標設定等」について
 - ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

会長

・その他

以上で本日の総会を終了します。